

農地中間管理事業規程

第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人熊本県農業公社（以下「公社」という。）は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条の規定により熊本県知事（以下「知事」という。）が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が農地中間管理事業を実施する区域は、熊本県（以下「本県」という。）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げる土地（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せて行う場合に限るものとする。

(業務の委託)

第4条 公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち、次に掲げる業務について、知事の承認を得て市町村、農業協同組合等へ委託することができるものとする。なお、このうち定型的な業務の委託先については、競争による選定を行うなど経費の縮減に努めるものとする。

- 一 相談窓口
- 二 出し手の掘り起こし及び交渉
- 三 借受予定農用地等の位置、耕作状況、権利関係等の確認
- 四 契約締結に係る事務

- 五 借受希望者の選定及び交渉
- 六 利用条件改善業務（法第 2 条第 3 項第 3 号の業務をいう。以下同じ。）
- 七 賃料の收受・支払
- 八 農用地等の管理
- 九 その他委託が必要と認められる業務（法第 22 条に規定する業務を除く。）

（市町村等との連携）

第 5 条 公社は、市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 1 の人・農地プラン（当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したものを含む。）をいう。以下同じ。）については、作成主体である市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 公社は、地域における窓口としての機能を確保するために、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行うものとする。
- 3 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 公社は、法第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画（以下「農用地利用配分計画」という。）を定める場合には、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取のうえ、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（重点的に実施する区域）

第 6 条 公社は、担い手への農地集積を円滑かつ効果的に推進するため、農地中間管理事業の重点実施区域を設置するものとする。

- 2 重点実施区域は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。
- 3 なお、公社は、前項の区域以外においても、農地中間管理事業を行うことができるものとする。

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

第 7 条 公社が農地中間管理権（法第 2 条第 5 項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得する農用地等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること
- 二 再生不能と判断される遊休農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき B 分類に判定された農地）など農用地等として利用することが著しく困難であると認められる農用地等でないこと
- 三 当該区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情から見て農用地等の貸し付けができる可能性が著しく低い地域に存する農用地等でないこと
- 四 当該農用地等の賃借料が、農業委員会が提供している借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること

（農地中間管理権の取得の方法）

- 第8条 公社は、農用地等の所有者から農地中間管理権の設定の申出があった場合には、当該申出に係る協議を行うものとする。
- 2 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために必要と認められる場合には、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し出ることができるものとする。
 - 3 公社は、市町村等との連携を密にして、地域における人・農地プランの作成や見直しの状況、担い手の状況、耕作放棄地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、公社を活用した農地流動化の機運醸成に努めるなど、農地中間管理権の取得に向けた環境の整備に取り組むものとする。
 - 4 公社は、貸付希望者から申し出があった場合等には当該者及び農用地等をリスト化するとともに、貸付希望者の営農継続の状況、借受希望者への転貸の時期等を勘案しながら、適切なタイミングで借り受けることにより、公社への滞留期間を極力短くするものとする。
 - 5 公社が農地中間管理権に係る農用地等を借り受ける期間は、原則として10年以上とする。ただし、当該農用地等の所有者がこれより短い期間を希望する等の場合は、5年まで期間を短縮することができる。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

- 第9条 公社は、次に掲げる原則に基づき、公平かつ公正に農用地等の貸付の相手方の選定及びその変更を行うものとする。
- 一 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること
 - 二 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
 - 三 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
 - 四 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
 - 五 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること
- 2 公社が行う農用地等の貸付は、次に掲げる要件をすべて満たしている者に行うものとする。
- 一 貸付の相手方が、法第17条第2項の規定により公表されている者であること
 - 二 法第18条第4項第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者であること
 - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること
 - 四 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること
- 3 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない限り、優先して貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 一 地域内で利用権の交換等を行う場合
 - 二 集落営農の構成員又は集落営農の構成員に農用地等を利用させていた当該農用地等の所有者が当該集落営農に利用させることを目的として公社に農用地等を貸し付ける場合
 - 三 第6条第1項の規定により設置した重点実施区域等において、話し合い活動に基づいて当該区域全体の農用地等の集約化を図る利用計画が策定され、これに基づいた農

用地等の貸借が行われる場合。ただし、この場合の話し合い活動とは当該区域内の農用地等を耕作する者、その他の当該区域の関係者の参加を幅広く求めて行われるものであって、集約化を図る利用計画とは5年から10年程度先を見通した集積計画及び利用図面で公社が別に指定する事項を定めたものに限る。

- 4 公社は、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

なお、その判断に当たっては当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

- 5 前2項に規定する場合以外においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位をつけたうえで、順次協議を行うものとする。

一 現在経営している農用地等との位置関係

二 当該借受希望者の希望条件との適合性

三 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）

四 当該地域の「人・農地プラン」の内容

- 6 公社は、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。

- 7 選定に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会等を設置し、意見を求めることができるものとする。

- 8 公社による農地の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展の観点から原則5年以上とする。

ただし、地域の農用地利用の効率化・高度化を進める上で再配分が必要な場合には、一定期間経過後に、貸付先の変更等について借受者と協議できるものとする。

（利用条件改善業務の実施）

第10条 公社が農用地の利用条件改善のために実施する農用地等の改良、造成または復旧、農業用施設の整備等については、公社が10年以上の期間、農地中間管理権を取得している農用地であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

一 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望している場合

二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容からみて、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に行われると見込まれる場合

（相談又は苦情に応ずるための体制）

第11条 公社は、農地中間管理事業に係る相談又は苦情に対応するため、公社の事務所に相談又は苦情に応ずる窓口を設置するとともに、業務の委託により、市町村等に相談窓口を設置するよう働きかけるものとする。

なお、その設置については、インターネット等を通じて周知を図るものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

（借受けを希望する者の募集）

第12条 公社は、法第17条の規定に基づき、随時、市町村又はこれより小さな区域ごとに当該区域に存する農用地等について、借受希望者を募集するものとする。

- 2 借受希望者の募集に当たっては、事前に当該区域における農用地利用の特徴及び担い手の多寡を明らかにしたうえで実施するものとする。

- 3 借受希望者の募集にあたっては、借受希望者の現在の農業経営状況、借受けを希望する農用地の種別、面積、農用地の条件、作付けしようとする農作物の種別、借受けを希望する期間、農用地を借り受けようとする理由等について把握するものとし、必要な場合にはヒアリング等を実施するものとする。
- 4 募集は、インターネットの利用、その他の方法により行うものとする。
- 5 関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて、募集に応じる者が少ないと見込まれる場合や地域内に担い手が十分いない地域においては、公社は地域内外の農業者や法人等に対し、募集に応じるよう働きかけることができるものとする。
- 6 公社は、法第 17 条第 2 項の規定により、毎月、その月の前月に応募した者及びその応募内容について、氏名又は名称、当該区域内外等の農業者の別、希望する農用地の種別・面積、作物の種別等の情報を整理し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(農地中間管理権に係る契約を解除する場合の基準)

- 第 13 条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当する場合には知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をすることができるものとする。
- 一 農地中間管理権の取得後、2 年を経過してもなお農用地の貸付を行うことができない場合
 - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった場合
- 2 解除に当たっては、所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担する等の条件を了解した上で解除を希望しない場合等には、解除しないことも検討するものとする。

(賃料の水準等)

- 第 14 条 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。ただし、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするために必要があるときは、公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定することができるものとする。

(事務手数料)

- 第 15 条 公社は、貸借事務に係る手数料を徴収することができるものとする。ただし、事業の実施に必要な事務的経費について十分な公的な助成がある場合には、これを徴収しないものとする。
- 2 手数料の額及び徴収方法等については、別途定めるものとする。

(その他)

- 第 16 条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとする。